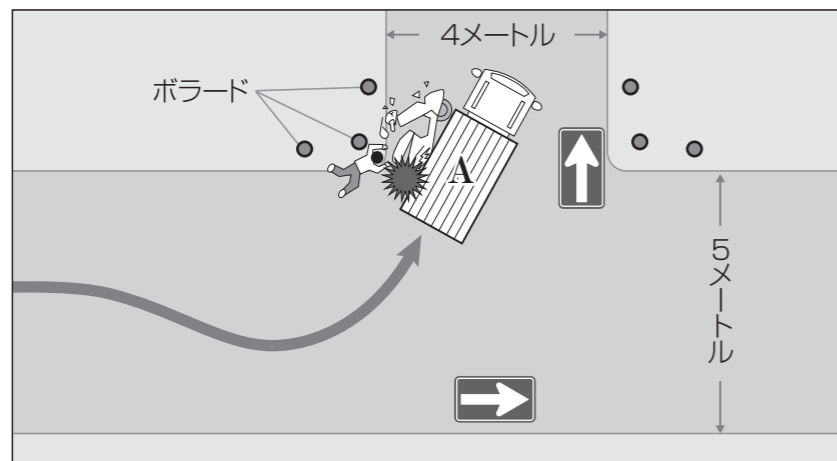


# 職場における交通安全指導

Part 110

## 交差点を左折時、バイクを巻き込み転倒させる



### ■事故の概要

- 発生日時  
日 時：平成25年6月某日 午前8時頃  
天 候：曇り
- 道路状況  
一方通行の丁字路交差点
- 事故の当事者  
運転者A（中型貨物車）：45歳、男性  
被害者B（原付）：30歳、男性
- 被害状況  
A：左後輪タイヤハウス擦過痕  
B：重傷（後頭部強打による脊髄損傷：下半身不随の後遺障害）

### 事故状況

神奈川県内の運送会社に勤務して15年目のAは、中型トラックの乗務経験は20年と経験豊富で、過去の事故歴は構内事故（物損）のみのドライバーである。この日は東京方面へ食料品を配送する業務だった。

出発前点呼時に呼気検査を実施し、運行管理者

から対面で、当日の乗車する車両および配送先の会社情報並びに一般的注意事項やその他の指導を受け、運行前点検を実施後、配送先の都内に向かうために首都高速へ乗ろうと、会社から裏通りを走行していた。

現場は一方通行の信号のない車道幅員5mの狭い丁字路交差点で、左折するため20km/h以下に減速して、左ミラーを確認したが何も写っていなかったため大丈夫と思い、普段からの習慣でやや右に膨らみながら左にハンドルを切り曲がりだした瞬間、自車の左後方で「ガシャッ」と何かが軽く接触する音がした。

すぐに停止し降車して自車左側に回ると、歩道のポラード（巻き込み防止の鉄柱）近くにヘルメットを被った男性とその脇に原付が転倒していた。

直ちに救急車と警察に連絡し、男性Bは救命救急センターの病院に搬送された。

BはA車と接触して転倒した際に、ヘルメット後部をポラードに衝突させており、後頭部強打による脊髄損傷となり下半身不随の重傷（後遺障害）を負った。

### 事故の原因

当日は、配送先が都内の近場であり、運転者の心理的要因として、時間的にも場所的にも余裕があり、首都高速の乗り口までの道路も混雑のない裏通りであることに気を許し、左後方を左折直前でのミラー確認のみとした可能性が高い。

事故当時は午前8時という朝の通勤時間帯で、原付を含む二輪車等が多く走行している中で、交差点手前でミラーを確認した時二輪車・自転車が見えなかったため、ミラーの死角にB車（原付）が並走していることに気が付かず、左折開始した直後に巻き込み事故を惹き起こしたものである。

交通事故は、人・車・自転車などが混在する交差点（付近を含む）で多発しています。

特に左折時事故の特徴・注意すべき点についてご案内します。

### 安全指導

#### (1) 「左折時事故」の約8割が二輪車・自転車

左折時の事故の相手方を統計的に見ると、多い順では、

- ① 自転車が約5割
- ② 二輪車・原付が約3割
- ③ 歩行者が約1割

となり、残りが対自動車であり、交差点では交通弱者との事故が多数を占めるということが分かります。

#### (2) 基本に則った「左折」の方法を実践

道路交通法では、交差点の右左折時にその曲がる際の方法について、交通事故を防止するための詳細な事項が定められています。

左折については、同法第34条第1項において次のように決められています。

「車両（自転車を含む）は、交差点において左折する時は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り左側端に沿

て徐行しなければならない。」

まずは、早めに後方を確認すると共にウインカーで後続車等に注意喚起をしてください。また、二輪車・自転車が左側を走行してきた時は、徐行しながら助手席側ドア下部小窓により確認するなど左後方の安全確認を十分に行い、巻き込みによる事故防止をお願いします。

#### (3) 左折時は「内輪差」による巻き込みを警戒

車長が長いトラックは、左折時に車体の後部が前部に比べてかなり内側を通ることになるため、左側方の二輪車・自転車や、左折先の横断歩道を横断している歩行者・自転車を巻き込む危険があります。

以下、左折巻き込み事故防止のポイント

- (1) 早めに左折の合図を出し、ハンドルを切るまでに断続的にミラーを見て、左後方に二輪車等がないか確認する。
- (2) 二輪車や自転車が接近していたら無理をせず、先に行かせる。
- (3) 左折中も、助手席側ドア下部の小窓を活用して安全を確認する。
- (4) 左折先の横断歩道を通過する前に必ず一時停止し、左方から来る歩行者や自転車の有無を確認する。

交差点左折時の交通弱者事故については、ほぼ上記のケースにより防止できますので、しっかり理解していただき、呼称運転の励行と共に日々の運転に反映してください。

